取扱厳秘

名古屋城木造天守閣の昇降に関する新技術の公募支援業務委託

（討議用資料）

令和3年8月5日

株式会社日本総合研究所

取扱厳秘

今回アジェンダ

８月５日（木）０９：３０～１１：００　※オンライン会議

1. 名古屋市からの情報共有など　・・・５分程度

2. 公募スケジュール及び公募準備詳細スケジュールの確認　・・・１０分程度

3. 公募資料の確認　・・・５０分程度
    1. 公募要項の修正案確認
    2. 審査基準の修正案確認
    3. 要求水準の修正方針

4. 課題棚卸　・・・１５分程度

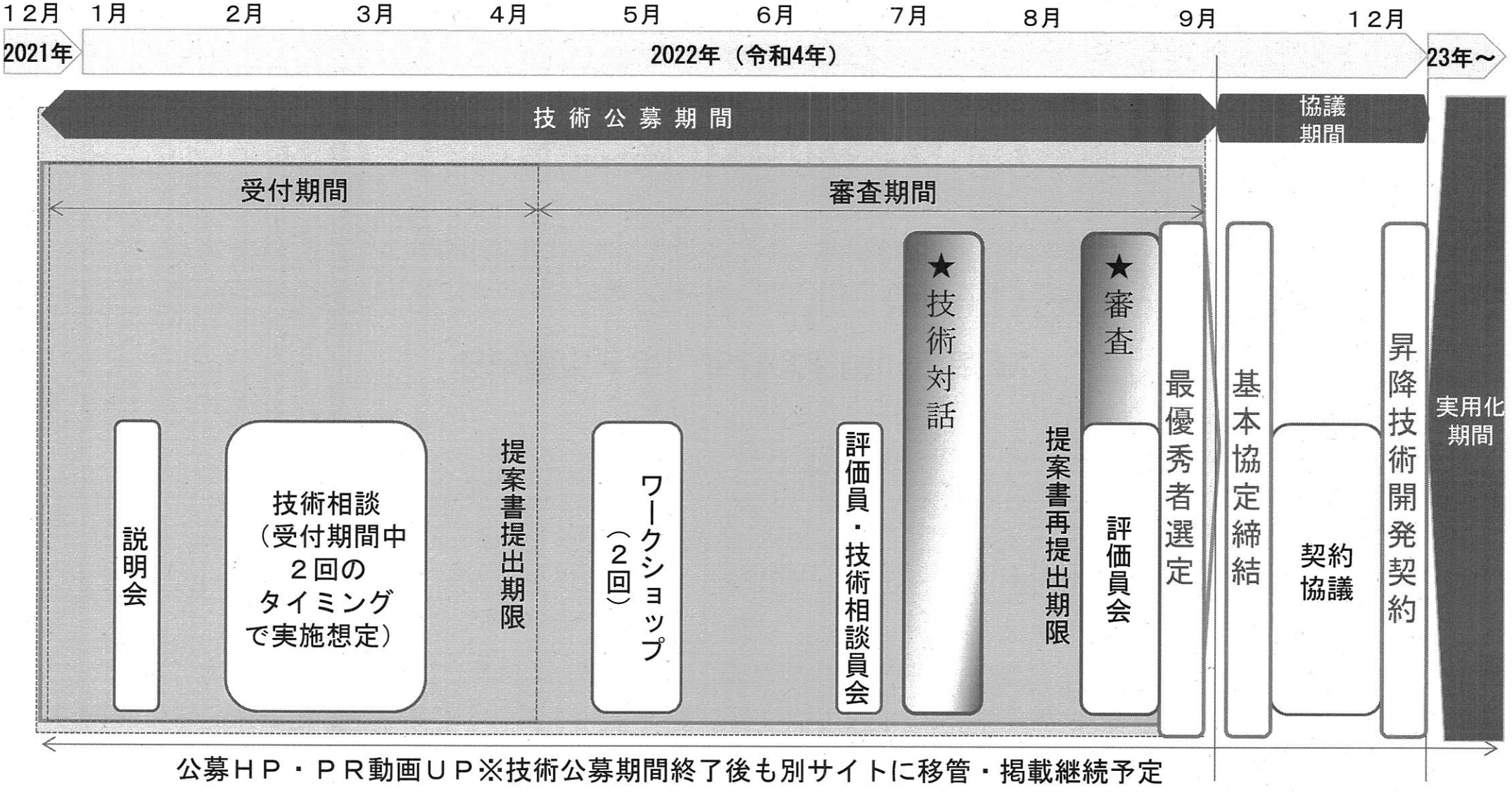
5. その他
    ① 次回打ち合わせの議題について

1. ①名古屋市からの情報共有

名古屋市さま、あればお願いします。

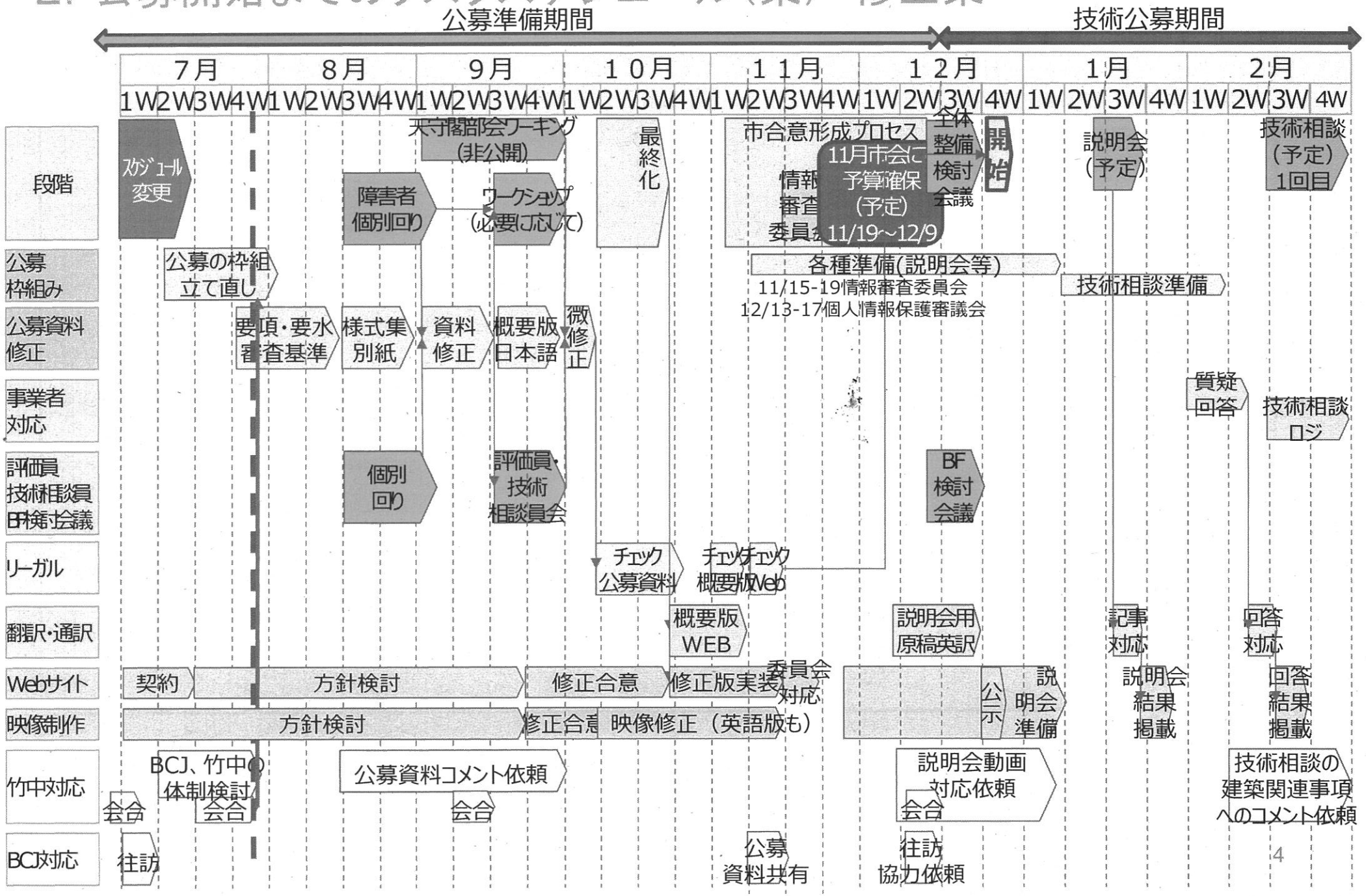
取扱厳秘

2. 技術公募スケジュール（修正案）



詳細は別紙「公募開始までのスケジュール案_20210805_0.1.xlsx」参照

2. 公募開始までのタスクスケジュール（案） 修正案



3－1. 公募要項 の修正案

別紙　公募要項案　参照

3－2. 審査基準　の修正案

別紙　審査基準案　参照

3－3. 要求水準書 の修正方針案

別紙　要求水準書案　参照

4. 課題棚卸

別紙　課題リスト（エクセル）参照

4－1. リーガルコメント結果について①

構成員の履行不能による解除権、あるいは存続について

リーガルへの質問
コンソーシアムの構成員が倒産等による市（発注者）の帰責によらない事由で契約履行不能となった場合について、以下いずれについても契約として設定することが可能でしょうか。市としては、契約候補となる事業者（コンソーシアムで技術A（市の本命）を有する構成員と技術Bを有する構成員）が公募で選定された際に、本命事業者の事業継続可能性に応じて、契約条件をどちらかに対応させたいと考えております。

パタン１）一部の構成員が契約履行不能となった時点で契約解消としたい

パタン２）一部の構成員が契約履行不能となっても、別の構成員の技術開発・導入を継続・完遂させたい

なお、債権回収については、予防策は講じられても、困難が予想される点は市も了承しております。

リーガルコメント

- 一部の構成員が履行不能となった場合に契約が終了することは、合理的な帰結であり、パターン1を契約条項として設定することは問題なく可能かと存じます。
- 一方で、一部の構成員が履行不能となった場合でも残りの構成員に技術開発・導入の継続・完遂させるパターン2は、残りの構成員にとって自らが有しない技術の提供を求められるものであり、かなりハードルが高い条項になるかと存じます。
  - もっとも、一方の構成員でも履行可能であり、受け入れられる可能性がある場合であれば、契約にパターン2のような条項を入れることは、契約自由の原則のもと、可能です。

4－1. リーガルコメント結果について②

コンソーシアム組成の協定について

リーガルへの質問
共同事業体という記載を行うと、国交省の共同企業体標準協定書（https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000101.html）の通り、構成員に対して連帯責任を負わせる内容となっており、各自治体もそれに準拠した協定案を準備しております。
一方で、公募に参加する可能性のある事業者については、この手の公募参加になじんでいない、さらには国外の事業者もいるため、協定については、緩やかなものでも許容できるようにしたいと考えております。
そこでご相談ですが、連帯責任を負わせないような協定のあり方が可能か、また、そのような協定例があればご教示いただけますでしょうか。ただし、契約締結時点では、少なくとも共同事業体のような形にさせておく必要があると認識しております。

リーガルコメント
- 協定における連帯責任の定め方は、理論上いろいろな定め方があり得るところですので、連帯責任を負わせないような協定のあり方も可能ということになるかと存じます。
- もっとも、共同事業体で当事者ごとの責任範囲が明確でない場合に連帯責任を負わせないと、いずれの当事者も責任を負わない範囲が生じるというリスクがあるように思われます。
- この点に鑑みると、基本的には連帯責任とした方がよいかと存じますし、当職らの認識では、実務上、連帯責任が基本と思われます。
- もっとも、本件のように当事者が少ない場合には、それぞれの責任範囲を明確にし、それぞれの債務について責任を負わせる（連帯責任としない）こともあり得るように思われます。
- なお、連帯責任を負わせない協定例は、特に認識しておりません。

4－2. シミュレーション（粗々）

※　A100、B80、C60、D40、E0の評価に準拠しつつ、最低でもDを充足する想定で設定しつつ、これまでのヒアリング情報等を参考にきわめて粗いレベルでシミュレーションを実施

※　#14,15,17,19,20,32,33については、想定困難なため、C評価で仮置き

区　分		内　容	配点	ｱｼｽﾄｽｰﾂ	階段昇降車椅子	階段昇降機	段差解消機	空気減圧式	ラック＆ピニオン式	スーパーデッキ	EVTOL
新技術 20	12	技術そのものに革新性がある、または既存技術であっても導入のための改良に革新性があること	10	10	8	4	4	8	8	8	10
	13	利用することにより新たな価値を提供できること	10	10	8	4	4	8	4	6	10
安全性 100	14	利用時の安全性確保のための対策が秀でていること	40	24	24	24	24	24	24	24	24
	15	天守閣自体の防災・安全性に支障を与えない工夫がされていること	60	36	36	36	36	36	36	36	36
価格 140	16	契約金額が抑制されていること	20	12	16	20	20	16	8	8	8
	17	契約金額の抑制が工夫されていること	50	30	30	30	30	30	30	30	30
	18	維持管理費用が抑制されていること	20	16	16	16	16	16	16	12	8
	19	維持管理費用の抑制が工夫されていること	50	30	30	30	30	30	30	30	30
実現性 90	20	体制及びスケジュールにより期限内に実用品開発、製造、設置等導入が可能であると見込めること	40	24	24	24	24	24	24	24	24
	21	必要な許認可が得られる見込みがあること	50	40	40	40	20	20	20	20	20
バリアフリー（有用性） 200	22	利用対象者の範囲が広いこと	40	16	24	24	32	40	40	40	16
	23	誰もが簡単に使えること	20	8	12	16	16	20	20	12	12
	24	健常者の移動と同じような時間で移動できること	20	8	8	12	12	20	20	16	20
	25	多人数による反復した利用が可能であること	20	8	8	12	12	20	20	12	12
	26	健常者の移動経路を妨げず共存した経路であること	20	8	8	8	16	16	16	20	20
	27	天守閣の最上階まで上がれること	30	30	30	30	24	24	24	12	12
	28	怖い思いをしないで乗れること	30	18	12	12	12	30	30	18	24
	29	他の人の助けを借りることなく昇降ができること	20	12	12	12	16	20	20	16	12
史実に忠実 160	30	可能な限り外観や内観をそこなわないこと	80	64	64	32	32	64	32	32	64
	31	天守閣の床・柱に使用されている木材を保護すること	80	64	64	48	48	48	48	32	32
運用 80	32	導入後の維持管理、サポート体制が設けられていること	40	24	24	24	24	24	24	24	24
	33	導入後の製品改善・運用改善の仕組みが設けられていること	40	24	24	24	24	24	24	24	24
汎用性 60	34	他の文化財にも転用できる見込みがあること	30	24	24	30	12	12	12	12	12
	35	一般の建物にも転用できる見込みがあること	30	24	24	30	12	12	12	12	12
		「総合」点以外の小計		564	570	542	500	586	542	480	496
総合	36	各評価項目を総合的に勘案して、特に評価すべき項目があること	50	20	20	20	20	50	50	30	40
		合計点	900	**584**	**590**	**562**	**520**	**636**	**592**	**510**	**536**
		順位		**4**	**3**	**5**	**7**	**1**	**2**	**8**	**6**

5. 次回アジェンダ

８月１１日（水）０９：３０～１１：３０　※オンライン会議

1. 名古屋市からの情報共有など　・・・５分程度

2. 公募資料の確認　・・・７５分程度
    1. 公募要項の修正案確認
    2. 審査基準の修正案確認
    3. 要求水準の修正案確認
    4. 様式集の修正方針案確認
    5. 別紙の修正方針案確認

3. 課題棚卸　・・・２０分程度

4. その他
    ① 次回打ち合わせの議題について

R030804 版
JRI 修正案

名古屋城木造天守閣の昇降に関する新技術の公募
“NAGOYA CASTLE CHALLENGE”
公募要項

2021 年 12 月

名古屋市観光文化交流局

【 目 次 】

はじめに 1

１．技術公募の目的等 2

１－１．背景 2
１－２．目的 2
１－３．基本方針 2

２．技術公募の概要 6

２－１．募集する技術 6
２－２．想定される技術例 6
（１）歩行を補助する技術 6
（２）階段を機械が直接昇降する技術 6
（３）床開口を垂直に機械が昇降する技術 6
（４）地上から大天守閣１階以上に直接入城することが可能な技術 6
２－３．事業期間 7
（１）公募期間 7
（２）協議期間 7
（３）実用化期間 7
２－４．昇降技術開発契約 7
２－５．昇降技術導入契約 8
２－６．最優秀者以外の技術の採用 8
２－７．公募開始から導入までの流れ 8

３．技術公募に関する説明の機会 10

３－１．公募説明会 10
３－２．技術相談員会 10

４．審査（契約候補者の決定） 11

４－１．審査の目的 11
４－２．評価員 11
４－３．審査手順 12
４－４．利用者等からの意見聴取（ワークショップの開催） 13
（１）ワークショップ ..... エラー! ブックマークが定義されていません。
４－５．技術対話 13
４－６．提案資料の再提出 13

４－７．　事務局による審査参加申請書類の確認．エラー！ ブックマークが定義されていません。
（１）書類による審査 13
（２）プレゼンテーションによる審査 14
４－９．提案概要の公表 14
４－１０．審査における選定結果の通知及び公表 14
５．協議期間 **16**
５－１．協議の目的 16
５－２．基本協定の締結 16
５－３．契約条件の整理 16
５－４．概算見積書の提出 16
５－５．基本協定の締結 16
５－５．主な会議体 16
６－１．昇降技術開発契約までの流れ 17
６－２．昇降技術開発契約 17
６－３．昇降技術導入契約 18
６－４．利用者等からの意見聴取（ワークショップ・バリアフリー協議会の開催） エラー！ ブックマークが定義されていません。
（１）ワークショップ ..... エラー！ ブックマークが定義されていません。
（２）バリアフリー協議会 ..... エラー！ ブックマークが定義されていません。
６－５．契約金支払い 18
６－６．契約の中止・取り消し 18
７．公募参加者への支援体制 **19**
７－１．技術相談 19
（１）概要 19
（２）技術相談員 19
７－２．技術対話 20
（１）概要 20
（２）内容 20
ア　技術提案の確認 20
イ　発注者からの改善要請 20
ウ　自発的な技術提案の改善 21
エ　文書による改善要請事項の提示 21
（３）実施スケジュール 21
（４）情報の取扱い 21

７－３．階段体験館の利用 21
７－４．その他支援の考え方 21

８．申請手続き等 23

８－１．参加要件 23
８－３．審査参加申請書類の様式 25
８－４．申請方法 25
（１）審査参加申請書類の提出について 25
（２）技術公募に関する質問 26
８－５．問い合わせ先及び審査参加の送付先 26

９．本市から提供する情報 27

１０．禁止事項等 28

１０－１．審査参加申請書類の虚偽記載の禁止 28
１０－２．公募参加者と評価員及び竹中工務店との事前接触の禁止 28

１１．その他 29

１１－１．使用言語、通貨、時間 29
（１）使用言語 29
（２）通貨 29
（３）時間 29
１１－２．遵守すべき基準、法令等 29
１１－３．知的財産権等 29
１１－４．情報管理 29
（１）情報管理体制 29
（２）情報取扱いにおける責任の所在 30
（３）公募参加者による技術公募参加のＰＲ 30
１１－５．応募に係る費用の負担 30
１１－６．技術開発に係る事故の責任 30
１１－７．失格事由 30
１１－８．名古屋城天守閣整備事業 30
１１－９．日本語版公募要項等の優先 31
別紙一覧 32

はじめに

名古屋市（以下「本市」という。）は、名古屋城天守閣を史実に忠実に復元するにあたり復元天守閣の昇降技術を実用化し、導入するため、「名古屋城木造天守閣の昇降に関する新技術の公募」（以下「技術公募」という。）を行います。

１．技術公募の目的等

１－１．背景

名古屋城の敷地は 1932 年に旧史蹟名勝天然紀念物保存法により史跡に指定され、1952 年に現文化財保護法により特別史跡として指定されています。名古屋城天守閣は、1612 年に完成し 1930 年に城郭建築として国宝第１号に指定されましたが、1945 年に戦災により焼失しました。

その後、1959 年に現在の鉄骨鉄筋コンクリート造で再建されましたが、再建から半世紀以上が経過し、コンクリートの劣化や設備の老朽化、耐震性の確保など様々な問題が顕在化している状況です。

天守閣を木造により復元する名古屋城天守閣整備事業は、このような現天守の課題を解決するだけでなく、豊富な史料を基に真実性の高い復元を行うことにより、復元された本丸御殿と相まって、特別史跡名古屋城の本質的価値の理解を促進させ、観光面の魅力を向上させるものです。

また、現代社会において、障害のある人もない人も共に文化財を快適に親しむことができるようなバリアフリー化は重要です。そのため、木造天守閣の史実に忠実な復元とバリアフリー化の両立が求められています。

１－２．目的

天守閣を木造で復元するには、バリアフリーに対応する通常のエレベーターを設置することができないため、前項の背景を踏まえ、障害者を含むすべての人が木造天守閣を昇降できるよう、革新的な昇降技術を世界中から募り、実用化して木造天守閣へ導入することを目的とします。

史実に忠実な復元とバリアフリー化を両立し、先進的バリアフリー技術をものづくりのまち名古屋から発信し、展開していきます。

１－３．基本方針

本市は、木造復元天守閣の昇降について「木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針」を 2018 年５月 30 日に定めており、技術公募はこれに基づき行われます。また、2020 年４月３日衆議院国土交通委員会、５月 12 日参議院国土交通委員会において、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議」が決議されており、この趣旨も踏まえることとします。

さらに、2019 年 10 月に名古屋市が公表した「名古屋市総合計画 2023」では、SDGs の達成に向けてその理念を踏まえ、経済・社会・環境が調和した持続可能なまちづくりを積極的に進めていくこととしています。これを受けて制定された「名古屋市ＳＤＧｓ未来都市計画」における都市像や、長期的な展望に立った持続可能なまちづくりの観点にも十分留意します。

木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針

１．　基本的な考え方

・　本事業は、歴史時代の建築物等の遺跡に基づき、当時の規模・構造等により再現する「歴史的建造物の復元」を行うものである。

・　名古屋城天守閣は、法隆寺のころから始まった日本の木造建築のひとつの到達点、究極の木造建築とも言われ、豊富な歴史資料をもとに外観の再現に留まらない史実に忠実な完全な復元を行うことの選択を議会、行政における検討や市長選挙での市民の信託を得て推し進めることとしたものである。

・　市民の皆さまの中には、「一旦は焼失しているので復元しても本物の天守閣ではない」との意見もあるが、名古屋城天守閣は城郭として国宝第一号であったものが、大戦中多くの市民の命とともに昭和 20 年５月 14 日に空襲で焼失してしまったものの、残された石垣には空襲による傷跡も残っており、焼失中の写真も残されている。その上で、市民の精神的基柱であり、誇りである名古屋城の天守閣を、悲しい歴史的史実を経て、昭和実測図や金城温古録等、豊富な歴史資料に基づき、戦災で焼失する前の本物の姿に復元すると世界に主張するものである。
したがって、過去の天守閣と今回の木造復元の同一性について、歴史的な分断を感じさせない復元を成し遂げる事が、事業の価値を決定づける大きな要素となる。

・　50～100 年で再度「国宝」になることを目指す。

・　ゆえに、史実に忠実な復元を確保した上で、まず、2022 年の完成時期（※１）に、その先においても世界の模範とされるべき改善を重ね、観覧、体験、バリアフリー環境を整備するための付加設備とする。

２．　現天守閣の現状

・　現天守閣は５階までエレベーターで上がれるが、内部は博物館施設であり、本来の木造天守閣の内観を観覧することはできない。また、展望については、１階の東側及び北側の一部と７階の展望室からに限られているが、７階へは階段でなければ行くことができないため、車いすの方は展望ができない状況である。

３．　内部エレベーター

・　内部エレベーターについては、柱、梁を傷めないものとして、史実に忠実に復元する天守閣とするためには、乗員が４人程度、かご（乗用部分）の大きさが幅 80cm、奥行き 100cm 程度となり、乗ることができる車いすも小型なものに限定され、よく使用されている幅 65cm、長さ 100cm 程度（電動車いすは幅 65cm、長さ 105cm 程度）のものは利用できない。したがって、バリアフリー法の建築物移動円滑化基準に対応するエレベーターは設置できない。（※２）

４．　外部エレベーター

・ 都市景観条例を定めて、すぐれた都市景観の形成を進めている中で、景観計画により名古屋城の眺望景観の保全を図ることとしている。

・ その眺望の対象である天守閣の歴史的な外観を損なうことから、外部エレベーターは設置しない。

５．基本方針

・ 史実に忠実に復元するためエレベーターを設置せず、新技術の開発などを通してバリアフリーに最善の努力をする。

・ 今回、木造復元に伴い、本来の天守閣の内部空間を観覧できるようにする。また、電動か否かによらず、車いすの方が見ることのできる眺望としては、現状は１階フロアまでだが、様々な工夫により、可能な限り上層階まで昇ることができるよう目指し、現状よりも天守閣のすばらしさや眺望を楽しめることを保証する。

・ 例えば、昇降装置を有する特殊車両を応用し、外部から直接出入りすることや、ロボット技術を活用し内部階段を昇降するなどが挙げられる。併せてＶＲ技術を活用した体感施設の設置を行う。

・ 新技術の開発には、国内外から幅広く提案を募る。

・ また、協議会を新たに設置し、障害者団体等当事者の意見を丁寧に聞くことにより、誰もが利用できる付加設備の開発を行う。

・ 姫路城や松本城など現存する木造天守にも転用可能な新技術の開発に努力する。

・ 再建後は元来の姿を見ることができるようになり、介助要員、補助具を配置することなどにより、今より、快適に観覧できるようにする。

※１　2022 年の完成時期は 2018 年５月 30 日時点での予定時期となっています。
なお、現時点での木造天守への導入時期は、バリアフリー対策として本公募で募集し決定された昇降技術を盛り込んだ木造天守復元の全体計画が文化庁にて審議された後に見定まるものと考えています。

※２　内部エレベーターの設置が困難な理由

木造天守は地震等で大きな揺れが発生した際に、鉄骨造や鉄筋コンクリート造に比べて揺れが大きい一方、鉄骨のエレベーターシャフトはそれに比べて揺れが小さく、両者がぶつかり建物が損傷してしまう可能性があります。そのため、エレベーターシャフトと木造天守の離隔を十分に取らなければなりません。

また、階層毎に柱・梁の位置が揃っておらず、柱・梁を傷めることなく、最上階まで通貫した空間を確保することが難しいため、エレベーターを設置するための平面的な面積を確保するのは困難です。

高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和２年４月３日衆議院国土交通委員会、５月12日参議院国土交通委員会）

衆議院国土交通委員会：第十四項、参議院国土交通委員会：第十八項

障害者権利条約に則り、歴史的建造物のバリアフリー化を進めるため、歴史的建造物を再現する場合等におけるバリアフリー整備の在り方について、高齢者、障害者等の参画の下検討が行われるよう、必要な措置を講ずること。

名古屋市SDGｓ未来都市計画　（令和元年　名古屋市）

都市像１　人権が尊重され、誰もがいきいきと暮らし、活躍できるまち

◇ 人権が尊重され、誰もが生きがいを持って生活できるまち
一人ひとりの人権が尊重され、誰もが差別や偏見を受けることなく、自分らしく生活している。また、誰もが意欲を持って働き、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現しているとともに、スポーツや趣味などの活動、仲間づくりを通じて、社会とのつながりの中で生きる喜びを感じながら生活している。

◇ 高齢者や障害者をはじめ誰もが不安なく、自立して生活できるまち
経済状況や家庭環境などに関わらず、誰もが適切な医療を受けられるとともに、地域社会の中で互いに支え合い、心身ともに健やかに安定した生活を送っている。また、介護を必要とする高齢者や障害者など支援を必要とする人々が、住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら、安心して自分らしく暮らしている。

◇ 多様な人々が自分らしく活躍できるまち
市民一人ひとりが健康づくりに取り組むことで健康寿命を長く保つとともに、高齢者が意欲や能力に応じて、豊富な技能・経験を仕事や地域活動に活かしている。また、年齢、性別、障害の有無、国籍などに関わらず誰もがその能力を十分に発揮して社会の中で活躍しているとともに、安心・安全に暮らしている。

２．技術公募の概要

２－１．募集する技術

５層３５ｍの高さとなる木造の高層建築物である名古屋城天守の復元にあたっては、柱や梁を傷めることなくバリアフリーを実現することができる昇降技術を募集します。

募集する技術は、大天守地階から可能な限り上層階まで昇降できる技術、あるいは、地上から大天守１階以上の階に直接入城可能な技術とします。

なお、柱や梁などを切り欠かずに床・壁に開口を設けることを可とし、エレベーター技術を対象から排除するものではありません。

募集する技術は、停電、火災、地震等の災害に対して対応できることを求めます。

２－２．想定される技術例

城内での動線を鑑み、以下の４つの技術例を想定しています。あくまで以下の技術は例示であり、ここに含まれない技術の応募を妨げるものではありません。

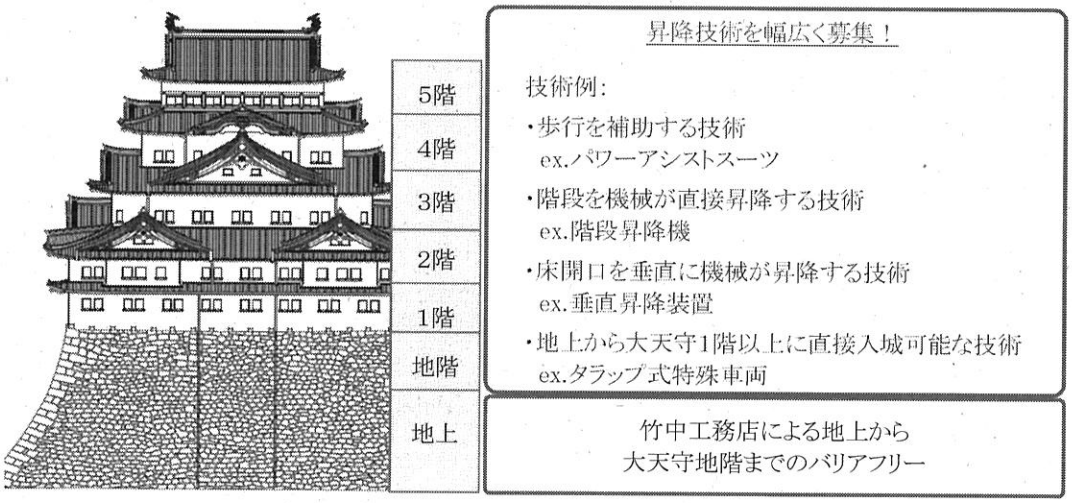
（１）歩行を補助する技術

（２）階段を機械が直接昇降する技術

（３）床開口を垂直に機械が昇降する技術

（４）地上から大天守閣１階以上に直接入城することが可能な技術

募集する技術例



２－３．事業期間

公募開始から木造天守で製品稼働になるまでの期間

（１）公募期間

時期：２０２１年１２月から２０２２年９月の最優秀者の決定まで

公募開始（公募要項等の公表）から、公募受付後の審査の結果、最優秀者を決定するまでの期間。この最優秀者は契約候補者として契約協議および実用化に向けた検討を実施します。

（２）協議期間

時期：２０２２年９月～２０２２年１２月

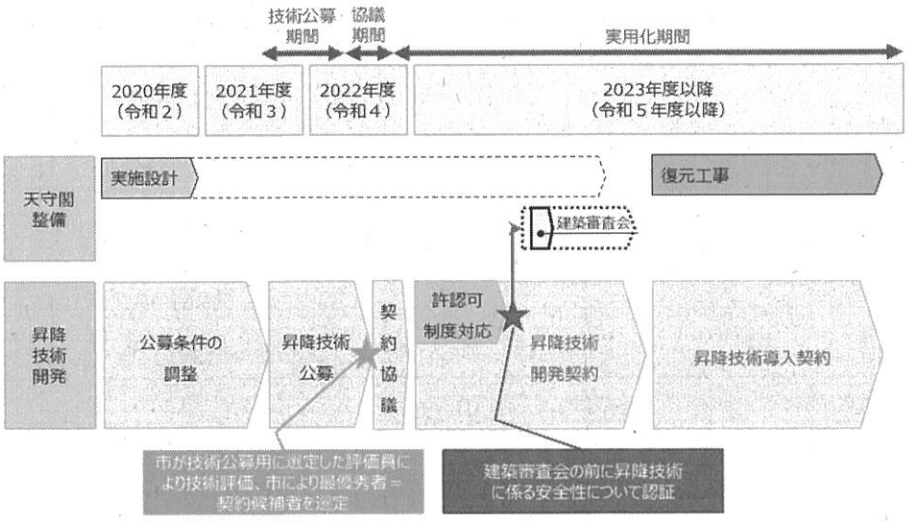
契約候補者と、昇降技術開発契約を結ぶまでの期間。詳細は「５．協議期間」参照。

（３）実用化期間

時期：２０２３年１月以降

協議期間後、昇降技術開発契約及び昇降技術導入契約を経て、木造天守で製品稼働が可能になるまでの期間。詳細は、「６．実用化期間」参照。

公募期間、協議期間、実用化期間のイメージ



２－４．昇降技術開発契約

本市と公募期間及び協議期間を経て選定した契約候補者と昇降技術開発契約を締結

します。昇降技術開発契約締結者には高齢者・障害者等利用者からの意見や改善点を反映し、試作機ベースで技術開発していただくとともに、安全認証の取得を目指していただきます。また、許認可制度への対応もこの期間に実施していただきます。

このため、契約期間は実用品開発および許認可制度対応に必要な期間を本市と協議して決定します。

契約金額の上限は８千万円（税込み）とします。協議期間中に予め提出された見積書に基づき金額を決定します。

２－５．昇降技術導入契約

本市と昇降技術開発契約にて実用品開発を経た者と、木造天守への導入・設置及び開業前試運転を求める「昇降技術導入契約」を締結します。なお、実際の設置は、木造天守の工事の進捗状況を踏まえて時期・手法等を木造天守復元の設計・施工者である竹中工務店他関係する事業者と協議しつつ進めます。

契約金額の上限は２億円（税込み）とします。協議期間中に予め提出された見積書に基づき金額を決定します。

なお、契約金額は製品導入までの費用であり、実用品開発費用、許認可取得に係る費用、製造費用、製品導入工事費用、輸送費用など、木造天守で製品稼働が可能になるまでのすべての費用が含まれます。ただし、木造天守本体側で必要な補強等については、本市が施工します。その他、製品導入にあたり疑義が生じた場合は本市と協議することとします。

２－６．最優秀者以外の技術の採用

最優秀者となった者の他に、最優秀者の技術を補完することができる有用なものと判断できる技術がある場合には、「木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針」等に則り、その技術も採用し昇降技術開発契約を締結する可能性があります。

２－７．公募開始から導入までの流れ

内　　容	時　　期	備　　考
公募説明会	2022 年１月中旬頃	
質疑回答①	2022 年１月下旬頃	
技術相談期間	2022 年２月～３月頃	複数回開催予定
質疑回答②	2022 年３月中旬頃	

提案書提出期限	2022年4月中旬頃	
ワークショップ	2022 年4月下旬頃～5月中旬頃	
評価員・技術相談員会	2022年6月上旬頃	
技術対話	2022 年6月下旬頃～7月上旬頃	参加者数により期間増減あり
提案書再提出期限	2022年8月中旬頃	
審査（評価員会）	2022年8月下旬頃	
最優秀者選定	2022年9月中旬頃	
協議期間	2022 年9月～2022 年 12 月頃	
実用化期間	2022年12月以降	

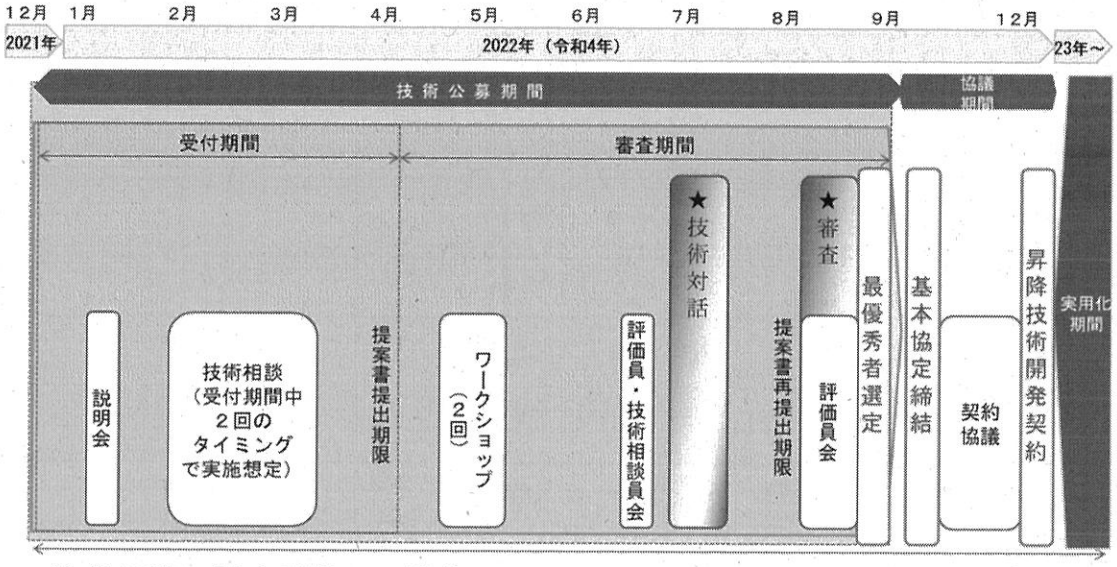
※最優秀者選定後、契約候補者に2022年の9月を目途に速やかに概算見積書の提出を改めて求めます。

※ 詳細な日程は、決定後、本市の担当課と技術公募における支援業務委託者（以下、まとめて「事務局」という。）にて運営する技術公募に関する情報等をとりまとめたホームページ（以下「技術公募ホームページ」という。）に掲載予定です。

※上記、開催時期は公募開始時点での想定のため、公募期間中に前後する可能性があります。変更した場合は技術公募ホームページに掲載いたします。

（技術公募ホームページURL）　https://www.castle-challenge.city.nagoya.jp/

スケジュール概要



3．技術公募に関する説明の機会

3－1．公募説明会

2022年1月中旬頃、技術公募への参加を望む者（以下「公募参加者」という。）向けに公募説明会を実施します。本事業の趣旨・概要について資料等オンライン画面で投影をしつつ、事務局担当者が説明をする形式で実施します。その場での質疑回答は実施しません。担当者の説明は日本語・英語にて実施する予定です。

日程などの詳細については、技術公募ホームページで公表します。

3－2．技術相談員会

提案書提出前の段階で、参加表明書提出者の提案内容をより実現可能性の高いものにするため、本市が指名した技術相談員が参加者の技術に対する安全性、有用性の検証などの相談に応じる場を設けます。また、対象者は参加表明書を提出済みの者とします。詳しくは7－1を参照してください。

４．審査（契約候補者の決定）

４－１．審査の目的

審査は最優秀者を選定し、契約候補者を決定することを目的に実施します。審査では昇降技術導入契約までに利用者等の意見を踏まえた上で、実用品開発、実機製造、導入ができるかの可能性を審査します。

４－２．評価員

本市が指名した評価員によって評価を行い、最優秀者を評価員の意見を受けて本市が選定します。

評価員一覧

専門分野	所属・役職	氏名
建築 バリアフリー	一般社団法人バリアフリー総合研究所 ＵＤ－ラボ　東海　代表理事	阿部　一雄
建築史・意匠	名古屋工業大学名誉教授 名古屋市文化財調査委員会委員 （建造・町並み部会 部会長）	河田　克博
インバウンド	観光地のバリアフリー情報 「アクセシブル・ジャパン」運営代表	グリズデイル・ バリー ジョシュア
制御工学	技術士（情報工学部門） 元ごきそ技術士会会長	田中　秀和
福祉機器の 開発等研究	名城大学理工学部准教授	塚田　敦史
経営	ボーダレス・プランニング株式会社代表取締役	山本　辰久

（敬称略・50 音順）

※参加者は、技術公募の審査に有利になることを目的として評価員と接触することを固く禁じます。接触が発覚した場合は、技術公募への参加資格を失うこととします。

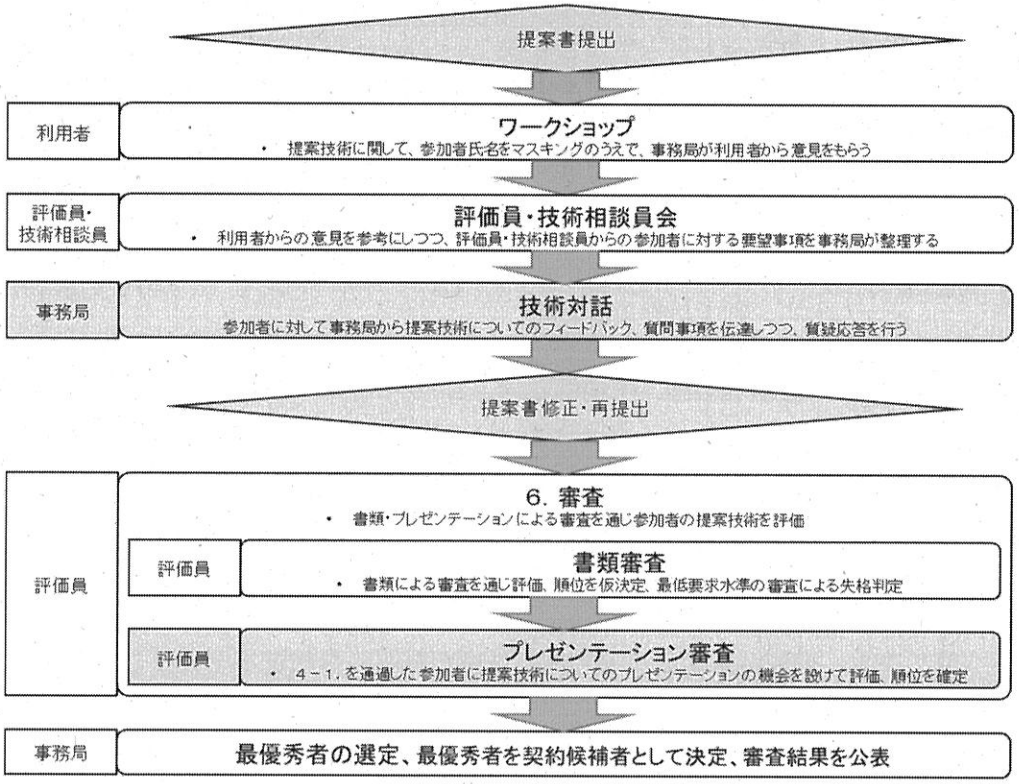
※名古屋城天守閣整備事業において、本市は株式会社竹中工務店と基本協定を締結しております。技術公募の審査に有利になることを目的として、参加者が竹中工務店と直接接触することを固く禁じます。接触が発覚した場合は、技術公募への参加資格を失うこととします。但し、建築の仕様等で竹中工務店に確認したい事項については、事務局を通じて、竹中工務店に確認することは可能ですので、事務局へご相談ください。

４－３．審査手順

公募参加者は審査参加申請書類を期日までに事務局に提出します。(「８．申請手続き等」参照。) 事務局にて審査参加申請書類の確認を実施した後、求められる要求水準、とりわけ加点対象要求水準について公募参加者の理解を促進させるため、「技術対話」を実施します（「４－５　技術対話」参照。)。その後、必要に応じて提案書を修正のうえ、再提出することを認めます（「４－６　提案資料の再提出」参照)。

評価員は審査参加申請書類を基に仮採点を行います。その後、「プレゼンテーションによる審査」にて、参加者は「プレゼンテーション」を実施し、評価員は必要に応じて仮採点を修正し採点を確定します。確定した採点を基に最優秀者を選定します。(**「名古屋城木造天守閣の昇降に関する新技術の公募　審査基準」**参照)。公募参加者が１者の場合でも審査は成立するものとします。なお、公募参加者から提出された提案内容を評価基準に基づく審査を行い、その結果、最低要求水準を満たすことができていない場合は、最優秀者として選定しないこととします。

審査の手順



４－４．　事務局による審査参加申請書類の確認

事務局が、審査参加申請書類が不備なく提出されているかについて、「様式３－３最低要求水準のチェックシート」基に確認します。

事務局はあくまで書類上の不備等がないかを確認するのみであり、最低要求水準を充足しているかの確認はあくまで評価員が実施します

４－５．利用者等からの意見聴取（ワークショップの開催）

公募参加者から提出された「技術概要」を、会社名等を伏す処理をしたうえで、障害者・高齢者等の利用者の観点から改善点や課題等の意見・要望をいただく場です。

開催者は事務局で、参加者は利用者です。公募参加者の参加を求めません。

いただいた意見等は事務局を通じて、評価員、技術相談員に伝えられ、技術対話により公募参加者に伝えられます。

４－６．技術対話

建築物についての安全性確保のため、要求水準について公募参加者の理解を促進させ、要求水準を実現しうるに足る開発計画の作成を支援する場です。詳しくは、「７－２　技術対話」を参照してください。

４－７．審査参加申請書類の再提出

提出いただいた提案資料について、技術対話の後、再度修正を加えた提案資料の再提出を認めます。

４－８．審査

（１）書類による審査

評価員は、審査参加申請書類の評価を行います。最低要求水準が満たされているかを確認するとともに、加点要求水準についても「審査基準」の基で評価を行い、各参加者の技術提案について仮採点を行います。

仮採点の結果、一定の基準を基に、（３）プレゼンテーションによる審査に進む参加者数を限定する可能性があります。

また、最低要求水準の未達により、次の（２）プレゼンテーションによる審査に進めない場合があることをご了承ください。

（２）プレゼンテーションによる審査

「プレゼンテーションによる審査」では、提案者は、参考となる資料等を利用しつつプレゼンテーションを行います。評価員は質疑応答を実施したうえで、プレゼンテーション等を踏まえ、「（２）書類による審査」で実施した仮採点の結果を必要に応じて修正をし、採点を確定します。確定した採点を基に最優秀者を選定します。

プレゼンテーションによる審査は、公募参加者のプレゼンテーション（３０分）質疑応答（３０分）とします。

プレゼンテーションの際には、「参考となる資料等」の活用を認めます。「参考となる資料等」としては、独自環境（※１）における試作機の稼働の様子を示す映像のほか、パネルによる説明資料等を想定しています。独自環境の整備は必ずしも求めません。（別紙４「参考となる資料等作成の際の注意点」参照。）

参加者の参加方法はオンラインもしくは対面の選択制とします。オンラインを選択した場合は「zoom」によるウェブミーティングシステムを利用することを前提とします。 通信環境の乱れ等により説明が滞った場合の責任は事務局は一切負いません。

また、参考となる資料等を作成するため、階段体験館（※２）における写真撮影・撮影等も認めます。ただし、その場合は、映像記録の撮影時に階段体験館を安全に利用できるかを事前に検証する「安全性検証」に協力することを求めます。（別紙２）

独自環境もしくは、階段体験館のいずれを選択した場合でも審査基準に則り公正に評価がなされるため、いずれかが審査において有利に働くことは全くありません。

※１ 独自環境：プレゼンテーション審査において、復元される木造天守閣の階段等を想定した環境を参加者が独自に整備し、試作機等が昇降できることを示すもの。

※２ 階段体験館：木造天守閣の階段の一部を再現した実物大模型の展示施設である「名古屋城木造天守閣階段体験館ステップなごや」のことをいう。

４－９．提案概要の公表

技術の概要である「提案概要（様式１０）」は原則公開とします。「技術概要」は、ワークショップ（後述）等における議論の基礎資料として利用します。

４－１０．審査における選定結果の通知及び公表

審査の結果は、各公募参加者に通知し、原則、公募参加者の名称、技術概要、国籍、点数、順位を技術公募ホームページ等で公表します。

また、昇降技術開発契約締結後に、名古屋市の調達情報サービスの「随意契約の内容の公表」でも公表します。

５．協議期間

５－１．協議の目的

最優秀者（契約候補者）は、昇降技術開発契約及び昇降技術導入契約に向けた協議を本市との間で行います。

５－２．基本協定の締結

市と契約候補者は、今後技術の開発・木造天守閣への製品の導入を行うにあたり、継続的に協議を行う旨を定めた基本協定を協議期間開始後すみやかに締結します。

５－３．契約条件の整理

契約候補者は名古屋市と協議の上、契約条件の整理を行います。2022 年度 10 月下旬～11 月初旬をめどに契約条件整理初版を完成させ、2022 年 12 月に最終版の策定を目指します。2022 年 12 月をめどに許認可制度取得計画の策定を目指します。

５－４．概算見積書の提出

協議期間中の契約条件の協議を経て、契約金額の根拠資料としての概算見積書の提出を求めます。ただし、審査時の見積書よりも高額な見積書を提出することは認めません。内容・期日の詳細については、契約候補者の決定後、改めて本市との協議のうえで決定します。

５－５．基本協定の中止・取り消し

申請内容に虚偽等が判明した場合、協定の締結にあたって付された条件に従い義務等が果たされない場合、明らかに開発の継続が困難となった場合等には、基本協定締結後であっても協定を解除し損害賠償請求を行うことがあります。

５－５．主な会議体

協議期間に設置が予定されている主な会議体は以下の通りです。契約候補者には、昇降技術の技術内容等について、本市から資料提供等の協力を依頼することがあります。

６．実用化期間

６－１．昇降技術開発契約までの流れ

本市は、最優秀者が提案した技術の確認を行い、木造天守への導入の可能性等を総合的に検討した上で、最優秀者を「契約候補者」として決定します。その後、「５．協議期間」を経て、開発要件・契約要件の整理を行います。

協議期間終了後、契約候補者は、速やかに本市に実用品開発計画書と見積書を提出してください。本市と契約候補者は、実用品開発計画、開発技術導入方法及び価格等について協議し、双方が合意し、かつ契約のための予算が名古屋市議会で議決された場合、契約候補者は実用品開発の契約（昇降技術開発契約）を本市と締結します。

昇降技術開発契約までに契約を締結するために必要な手続き（建設業許可取得等）や新技術を導入する事業への実施体制等を満たすなどの準備は終えるようにしてください。

また、並行して安全認証等の取得を図る必要があります。このための関係機関との協議も滞りなく進め、実用化期間中の認証取得を目指します。安全性認証は少なくとも、建築審査会が開催される前には取得することを求めます。具体的な時期については詳細が決まり次第改めて連絡します。

文化庁及び木造天守閣の設計・施工者の株式会社竹中工務店との調整が必要になることもご留意ください。

６－２．昇降技術開発契約

本市と公募期間及び協議期間を経て選定した契約候補者と昇降技術開発契約を締結します。昇降技術開発契約締結者には高齢者・障害者等利用者からの意見や改善点を受けながら、試作機ベースで技術開発していただくとともに、安全認証の取得を目指していただきます。また、許認可制度への対応もこの期間に実施していただきます。

このため、契約期間は実用品開発および許認可制度対応に必要な期間を本市と協議して決定します。

昇降技術開発契約を締結するにあたり、技術の陳腐化に対応するため、技術の最新化・更新やバージョンアップに努めることを契約条件として盛り込む予定です。

万が一、契約候補者と契約できなかった場合は、次点者以降のものと契約する場合があります。

なお、提出する見積書には製品導入までの、試作機の開発費用、実用品開発費用、許認可取得にかかる費用、製造費用、製品導入工事費用、輸送費用、本技術開発について会議体に出席を求められた場合の渡航費・搬送費など、木造天守で製品稼働が可能になるまでのすべての費用を含むこととします。ただし、昇降技術開発契約と昇降技術導入契約の金額の内訳がわかるように作成してください。

６－３．昇降技術導入契約

契約候補者には、試作機に基づいて実用品開発を行い、木造天守に実機を導入することまでが求められます。導入に当たっての設置、開業前試運転等を行う契約を「昇降技術導入契約」と呼びます。

本市と昇降技術開発契約にて実用品開発を経た者と、木造天守への導入・設置及び開業前試運転を求める「昇降技術導入契約」を締結します。なお、実際の設置は、木造天守の工事の進捗状況を踏まえて時期・手法等を木造天守復元の設計・施工者である竹中工務店他関係する事業者と協議しつつ進めます。

なお、契約金額は製品導入までの費用であり、実用品開発費用、許認可取得に係る費用、製造費用、製品導入工事費用、輸送費用など、木造天守で製品稼働が可能になるまでのすべての費用が含まれます。ただし、木造天守本体側で必要な補強等については、本市が施工します。その他、製品導入にあたり疑義が生じた場合は本市と協議することとします。

木造天守閣復元のスケジュールを踏まえつつ、設置・開業前試運転等を行う必要があるため、明確なスケジュール・内容は確定し次第、本市より連絡します。

６－４．契約金支払い

契約金の支払いについては、本市と契約候補者の協議によるものとします。例えば、工事請負契約であれば、前払金の支払いをすることができる可能性があります。

支払いについては、日本円で行います。契約候補者は、日本円口座をあらかじめ開設し、本市の口座登録を行ってください。

６－５．契約の中止・取り消し

名古屋市議会において予算の議決がされなかった場合、契約候補者が失格事由に該当した場合、その他の理由で契約候補者が昇降技術開発契約及び昇降技術導入契約を締結することができなくなった場合は、事業を中止し、契約の締結を行わないことがあります。その場合でも、公募の参加に要した費用は参加者が負担するものとします。申請内容に虚偽等が判明した場合、契約にあたって付された条件に従い報告書の提出義務等が果たされない場合、明らかに開発の継続が困難となった場合等には、契約締結後であっても契約を解除し、既支払済金の返還請求、損害賠償請求を行うことがあります。

７．公募参加者への支援体制

７－１．技術相談

（１）概要

応募内容をより実現可能性の高いものにするため、説明会から提案書を提出までの期間で、本市が指名した技術相談員が公募参加者の技術に対する安全性、有用性の検証などの相談に応じる場（以下「技術相談」という。）を設けます。出席者は、公募参加者・技術相談員・事務局（主催）とします。

対象者は参加表明書を提出済みの者とします。相談事項を技術相談の１週間前までに「様式７技術相談事項」を作成し、メール添付にて提出をしてください。「様式７　技術相談事項」において、技術する場合には希望する旨、希望日時を記載してください。技術相談の場では基本的にはその場で回答をしますが、必要に応じて後日事務局より参加者に回答を書面にて連絡することがあります。

技術相談には、必ずしも、全ての技術相談員が参加できるわけではありません。また、公募参加者が直接技術相談員へ接触することは禁止します。

技術相談の時間帯は、以下の２つの期間を想定しています。期間中の各日、日本時間９時から 17 時のうち、最大２時間程度、事業者は技術相談を受けられることとします。

なお、公募参加者からの要望により、技術相談の開催日をさらに設けることも可能ですので、事務局へご相談ください。

技術相談期間及び参加希望締め切り日時

期間１　：2022 年●月○日～2022 年●月○日

参加希望締め切り：2022 年●月○日

※2 週間程度調整の後、各参加者に技術相談の日程を連絡します。

期間２：2022 年●月○日～2022 年●月○日

参加希望締め切り：2022 年●月○日

※2 週間程度調整の後、各参加者に技術相談の日程を連絡します。

（２）技術相談員

本市が指名した技術相談員によって技術相談を行います。

技術相談員一覧

専門分野	所属・役職	氏名
ＩＣＴ技術	ＡｉＶＩＥＷ 代表 技術士（情報工学部門）	石川　英司
総合技術管理	ごきそ技術士会、技術士（電気電子部門／総合技術監	鈴木　克彦

	理部門)、日本技術士会中部本部倫理委員会委員	
建築史 文化財保存修理	名古屋工業大学名誉教授	麓　　和善
機械安全 ロボティクス	名古屋大学大学院教授	山田　陽滋

(敬称略・50 音順)

7－2．技術対話

(1) 概要

技術対話は、建築物についての安全性確保のため、求められる要求水準、とりわけ加点対象要求水準について参加者の理解を促進させ、要求水準を実現しうるに足る開発計画の作成を支援することを目的とします。

参加者は、技術相談員と対話のうえ、必要な修正点・改善点の把握に努めます。その後、必要に応じて要求水準を全て充足しうるよう提案書への反映・再提出を実施します。技術対話の過程は、最優秀者選定・公表後に概要を公表する予定です

(2) 内容

ア　技術提案の確認

参加者から技術提案の特徴や利点について事務局は概要説明を受け、技術開発上の課題認識や技術提案の不明点について質疑応答を行います。また、最低要求水準を満たすため事務局との双方向的な対話行います。

また、技術対話に先立ち、事務局は事前に評価員・技術相談員会からの技術提案についての技術的な確認事項について照会・コメントを受けたうえで臨みます。

イ　発注者からの改善要請

事務局は、技術提案の内容に要求水準を満たさない事項がある場合には、技術対話において提案者の意図を確認した上で必要に応じて改善を要請し、技術提案の再提出を求めます。また、提案内容を確認するための資料が不足している場合には、追加資料の提出を求めることもあります。

技術提案中に最低要求水準を満たさない事項があり、その改善がなされない場合には、発注者は当該競争参加者の競争参加資格がないものとして取り扱うものとします。

技術提案の改善を求める場合には、同様の技術提案をした者が複数あるにも関わらず特定の者だけに改善を求めるなど、特定の者のみが有利となることのないようにすることが必要です。そのため、技術提案の改善を求める前に、あらかじめ各提案者に対し求める改善事項を整理し、参加者間の公平性を保つよう努めます。

ウ　自発的な技術提案の改善

発注者による改善要請だけでなく、参加者からの自発的な技術提案の改善を受け付けます。

エ　文書による改善要請事項の提示

発注者は技術対話時または技術対話の終了後、参加者に対し速やかに改善要請事項を書面で提示するものとします。

（３）実施スケジュール

技術対話実施　　：2022 年６月下旬頃～７月上旬頃

提案書再提出期限：2022 年８月中旬頃

（４）情報の取扱い

技術対話において他の技術提案の内容、競争参加者数等の他者に係る情報は一切公募参加者に提示しません。最優秀者選定・公表後に、技術対話に至る過程の概要を公表します。

７－３．階段体験館の利用

公募参加者は階段体験館を利用して、実機の動作試験などを行うことができます。（別紙２参照。技術公募 HP にもアップします。）

階段体験館を利用したい場合は、原則、希望日の２週間前までに申し込み、本市と調整の上、使用日時を決定することとします。使用できる時間は原則土日祝を除く日本時間９時から 17 時までとします。

７－４．その他支援の考え方

公募参加者の提案技術をよりよいものとしていくために、公募参加者が秘匿を望まない限り技術公募ホームページに技術概要を掲載するなど広く公表し、多様な技術連携やアイデアを実験する機会を創出します。

また、公募参加者の判断で民間企業や業界団体とのマッチング、他のアイデアコンテスト等の賞金獲得、クラウドファンディング等を活用することも可能とします。

８．申請手続き等

８－１．参加要件

公募参加者は、大学、研究機関、民間企業、個人を問いません。

公募参加にあたっては、次の①～⑨の要件を審査参加申請書類の提出期限の時点で満たしている必要があります。

同一の公募参加者による複数の技術の組み合わせによる提案についても、要求水準を充足する限り認めます。

また、必要に応じて、公募参加者同士による共同事業体の組成も認めます。共同事業体を組成する場合には、構成する各事業者が同様に次の①～⑨の要件を満たしている必要があります。提案の際には、「代表企業」が書類の取りまとめ等を行うとともに、・提出・審査参加申請書類の提出を行います。また、「代表企業は」は契約の際に市との契約当事者となることを想定しています。

① 次の税を滞納している者（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 15 条に基づき徴収の猶予を受けているとき、又は国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 46 条に基づき納税の猶予を受けているときは、納税していないものとみなす。）でないこと。

ア　市町村民税

イ　固定資産税

ウ　消費税及び地方消費税

② 名古屋市暴力団排除条例（平成 24 年名古屋市条例第 19 号）第２条第２号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者又は同条例第２条第１号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

③ 地方自治法施行令第 167 条の４第１項に該当しない者であること。

④ 地方自治法施行令第 167 条の４第２項各号に該当する事由があった後３年を経過しないもの（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱に基づく指名停止を受けているものを除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

⑤ 名古屋市指名停止要綱に基づく指名停止を受けているものでないこと。

⑥ 次に掲げるような著しい経営不振の状態にある者でないこと。

ア　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者。

イ　民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。

⑦ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）又は商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）

によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が新技術公募に参加しようとする者等でないこと。

⑧ 事業に参加でき、かつ、昇降技術開発契約締結・契約履行を的確に遂行可能な技術的能力を有すること。

⑨ 事業に係る経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

８－２．途中辞退の可否

技術公募期間においては、**審査参加申請書類提出の後は、「様式８　辞退届」を提出することとします。**

審査後、契約候補者に決定された後は、原則として途中辞退は認められないものとします。

８－３．審査参加申請書類の様式

審査参加申請書類の様式は以下の通りです。参加表明・審査の申請においてはそれぞれ下表の○印のついた書類を全て提出してください。この様式については技術公募ホームページからダウンロードすることができます。

審査参加申請書類の様式一覧

事項	
様式番号	事項
様式１―１	参加表明書
様式１－２	役員名簿
様式２－１	公募要項に対する同意書
様式２－２	公表に対する同意書
様式２－３	試作機を用いた実技に際しての同意書
様式２－４	秘密保持協定書（NDA）
様式３－１	採用枠・審査方法について
様式３－２	技術概要
様式３－３	最低要求水準のチェックシート
様式３－４	技術の詳細内容
様式４－１	費用の見積書等　技術・製品開発に要する費用等
様式４－２	〃　　設置後 10 年間の総費用
様式５	関連実績
様式６	質問書　※
様式７	技術相談事項　※
様式８	辞退届　※

注　※の付された書類は必要に応じて提出する書類。

８－４．申請方法

（１）参加表明書の提出について

「様式１－１　参加表明書」の提出の締め切りは２０○○年○月○日必着とします。

「７－１　技術相談」に参加する対象者は、「様式１－１　参加表明書」を提出した者とします。また、「９．本市から提供する情報」で記載している情報についても参加表明書を提出した者を対象とします。

（２）審査参加申請書類の提出について

審査参加申請書類の提出締め切りは２０〇〇年〇月〇日必着とします。

「公募要項に対する同意書（様式７）」は記載・押印若しくは署名の上、１部を書面にて提出ください。それ以外の書類については、原則データを入れたＣＤ－Ｒ又はＤＶＤ－Ｒ等を郵送で提出してください。

なお、その他の記録媒体を使っての提出を希望する場合は、事前に事務局と調整をしてください。

評価の際には提出された電子データを事務局が印刷し、評価員に配布します。

（３）技術公募に関する質問

公募に関する質問については、「様式６　質問書」により受け付け、下記の宛先まで電子メールで提出してください。

質疑回答の期間

第一回：２０２２年１月下旬頃

第二回：２０２２年３月中旬頃

回答は、技術公募ホームページに掲載することで行います。

８－５．問い合わせ先及び審査参加の送付先

（審査参加申請書類送付先）〒460-0031
愛知県名古屋市中区本丸１番１号
名古屋市観光文化交流局　名古屋城総合事務所　昇降技術公募担当

（メールアドレス）　castle_challenge@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp

（技術公募ホームページURL）　https://www.castle-challenge.city.nagoya.jp/

９．本市から提供する情報

本市は、技術開発の参考となるよう、「様式１－１　参加表明書」と「様式２－４　秘密保持協定書（NDA）」を提出した公募参加者に対して、以下の情報を個別に開示します。

- 階段体験館の図面（木造階段詳細図を含む）
- 名古屋城天守閣復元に向けた設計資料
- 木造天守閣の基本設計図（平面図・断面図・立面図）
- 木造天守閣の階段詳細図
- 地上～大天守地下１階までのレベル図
- 名古屋城天守閣整備事業における基本設計図面（ＣＡＤ図面）

※共同事業体を含む公募参加者及び応募技術開発に関連する者以外の第三者への情報提供を禁止します。

１０．禁止事項等

１０－１．審査参加申請書類の虚偽記載の禁止

公募参加者の審査参加申請書類において虚偽の記載が発覚した場合は、技術公募への参加資格を失うこととします。

１０－２．公募参加者と評価員及び竹中工務店との事前接触の禁止

公募参加者は、技術公募の審査に有利になることを目的として評価員及び株式会社竹中工務店と接触することを固く禁じます。接触が発覚した場合は、技術公募への参加資格を失うこととします。

１１．その他

１１－１．使用言語、通貨、時間

（１）使用言語

審査参加申請書類は日本語または英語で作成してください。また、選定された場合の事業実施にあたっても、契約候補者が作成する書面は日本語で作成していただきます。

（２）通貨

契約金額の支払いは日本円で行います。

また、費用の見積書等において、金額は日本円で記載してください。

（３）時間

技術公募における日時は、日本時間を基準とします。「年度」とは、各年の４月から翌年３月までの１年間を指します。

（例：「2020 年度」…2020 年４月１日から 2021 年３月 31 日までの１年間）

１１－２．遵守すべき基準、法令等

技術公募の実施に当たっては、関連の各種法令等を遵守してください。関連各種法令等のうち、主なものは以下のとおりです。

・都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
・建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
・消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
・文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）
・外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年 12 月１日法律第 228 号）
・名古屋市都市景観条例（昭和 59 年条例第 17 号）
・名古屋市都市景観条例施行細則（昭和 59 年３月 31 日規則第 46 号）
・名古屋市景観計画（平成 30 年３月）

１１－３．知的財産権等

知的財産権は、すべて参加者に帰属します。また、著作権等が必要な場合は参加者が取得してください。

１１－４．情報管理

（１）情報管理体制

本市は、「名古屋市情報あんしん条例」に基づき、申請情報の管理を行います。但し、下記を除く情報については、管理の責を負いません。

・公募参加者が秘匿を望む情報
・評価員会の会議における検討情報
・技術相談員会の会議における検討情報
・本市の本事業及び本技術公募遂行における検討情報

情報管理体制の一環として、評価員及び技術相談員は技術公募事務に関して守秘義務を負っております。

（２）情報取扱いにおける責任の所在

公募参加者間での情報漏えいが生じた場合、本市は責任を負いません。公募参加者が自発的に漏らした場合は公募参加者自身に責任の所在があります。他の公募参加者の特許など知的財産権を侵害した場合は侵害した公募参加者に責任の所在があります。

（３）公募参加者による技術公募参加のＰＲ

公募参加者が技術公募に参加している旨を外部発信することについての制限はありません。

１１－５．応募に係る費用の負担

技術公募への応募に係る費用は全て参加者の負担とします。

１１－６．技術開発に係る事故の責任

本市は技術公募に係る技術開発の一切の事故について責任は負いません。

１１－７．失格事由

以下の事項に該当する場合は審査対象から除外します。その際、選定結果の取り消しや補助金の返却を求める場合があります。

① 申請書の記載内容に明らかに虚偽があった場合
② 審査時点で最低要求水準を満たさなかった場合
③ 提出期限内に必要書類等が提出されなかった場合
④ 著作権等知的財産権の侵害であることが明確となった場合
⑤ 参加者が、契約候補者決定までに評価員に対し技術公募に関連した接触（金銭の支払いその他の便宜供与を含む。）を行った場合
⑥ 「７－２．参加要件」の①～⑨の要件を満たさないことが明らかになった場合
⑦ その他、公募要項等の内容に明らかに違反した場合

１１－８．名古屋城天守閣整備事業

技術公募は、名古屋城天守閣整備事業が前提であり、その進捗状況によっては内容等

が変更になることがあります。

１１－９．日本語版公募要項等の優先

公募要項等については日本語版の記載内容を優先します。

別紙一覧

別紙１：名古屋城木造天守閣の昇降技術公募に関する利用者の意見

別紙２：「名古屋城木造天守閣『階段体験館』ステップなごや」の利用及び設備の仕様・諸元等について

別紙３：名古屋城木造天守閣の仕様・諸元等

別紙４：参考となる資料等作成の際の注意点

別紙５：名古屋城郭の諸条件

名古屋城木造天守閣の昇降に関する新技術の公募
“NAGOYA CASTLE CHALLENGE”
要求水準書（案）

2021年〇月

名古屋市観光文化交流局

１．要求水準

この要求水準書は、名古屋市が「名古屋城天守閣の昇降に関する新技術の公募」への参加者に対して、要求水準を示すものであり、公募要項と一体のものとして位置付けるものです。

参加者は、公募要項を踏まえた上で、以下の要求水準に対応する技術提案をしてください。

但し、以下の要求水準は、最終的な導入時に求められる水準とは異なり、あくまでも審査の時点で求められる水準です。

最低要求水準とは、審査にあたって参加者が全て充足していることを求められる要求水準を指します。最低要求水準を充足していない参加者は審査対象外となります。

加点対象要求水準とは、審査にあたって参加者が充足していれば、審査基準に従い、加点評価を行う要求水準を指します。

また、各要求水準は番号で示しており、補足的な要求事項については中黒で、例示についてはその旨を記載しております。

なお、この要求水準書において使用している用語の意義は、本文中において特に明示するもの及び文脈上別異に解すべきものを除き、公募要項に定めるところによります。

１－１．最低要求水準

区　分	内　　容
実現性	1　提案に実現性があること 2　必要な許認可を把握していること
安全性	3　自社試験等により安全性が確保される見込みがあること 4　停電、火災、地震等災害が発生した場合の対応策が講じられていること ・ 火災発生時等に発生する煙を閉鎖すべく各階層に設置される設備に順応した技術であること ・ 部材等における可燃物の使用が最小限となる見込みがあること（例：直火を利用する設備は設置しないこと） ・ 稼動させるにあたって原動機を用いる場合、内燃機関及び外燃機関を使用する必要がないこと ・ 機材運搬時や稼動時の対策が講じられる見込みがあること（例：緊急停止装置　等） ・ 漏電・ショートによる出火の防止策が講じられていること ・ 災害発生時に観覧客の避難を妨げない工夫が提案されていること（ただし、昇降技術については避難用としての用途は求めない） ・ 昇降に際して、利用者を収納する形式を採る場合は、閉じ込められないようにする対策が講じられていること ・ 非常時に外部に知らせる手段があること 5　利用時のいかなる場合でも利用者等の安全が確保されていること ・ 転倒等することなく昇降できること ・ 利用時に利用者のすぐ傍に介助者を配置できること

区　分	内　　容
	・ 利用時に利用者、介助者および周囲の観覧者等の安全が確保できること ・ 故障などが発生した際に、利用者の安全が確保できること
価格	6　契約金額が指定する金額以下であること
バリアフリー（有用性）	7　大天守の１階までの昇降ができること
運用	8　導入後も日本国内に５年間サポートし続けられる体制に関する提案があること 9　耐用年数が示されていること
史実に忠実	10　柱や梁などの主架構を変更しないこと ・ 床開口の寸法については、主たる梁（2,140mm 角スパン）に鑑み、1,500×1,600(梁の内法有効)を基本とし、変更は原則行わないこと ・ 柱や梁などを損なうものでない限り、垂直昇降機等の設置も可とする（例：天守閣床部分の開口部への設置、レールの支えとなる柱の設置、ボルト・ねじやハーネス等を設定する保護材・補強材等の柱への設置　等） 11　取り外すことにより、史実に忠実な状態に戻すことができる設置手法とすること ・ 以下の設置は参加者からの提案がある場合は可とする 例：階段上に着脱可能な段差を解消するための補強材の設置、階段に階段昇降機などが移動するためのレールの設置等）

１－２．加点要求水準

区　分	内　　容
新技術	12　技術そのものに革新性がある、または既存技術であっても導入のための改良に革新性があること 13　利用することにより新たな価値を提供できること
安全性	14　利用時の安全性確保のための対策が秀でていること ・　自動制御モードや安全運転制御等の仕組みにより、事故や怪我を未然に防いだりする工夫がなされていること 15　天守閣自体の防災・安全性に支障を与えない工夫がされていること
価格	16　契約金額が抑制されていること 17　契約金額の抑制が工夫されていること 18　維持管理費用が抑制されていること 19　維持管理費用の抑制が工夫されていること
実現性	20　体制及びスケジュールにより期限内に昇降技術開発、製造、設置等導入が可能であると見込めること 21　必要な許認可が得られる見込みがあること （例：ISO14971、JIS マーク取得、JASPEC、型式適合認定等）
バリアフリー（有用性）	22　利用対象者の範囲が広いこと ・　車いすの障害者に限らない全ての人（健常者も含む。） （例：内部障害者（人工関節利用など）、膝を痛めている人、高齢者（杖をついているような人）、妊婦、小さな子ども、ストレッチャーを利用している人　等） ・　開発に当たって、利用者のニーズの把握等に努めており、その内容を技術に丁寧に反映していること 23　誰もが簡単に使えること

区　分	内　　容
	（例：操作方法は既知かそれに準ずるものであること、感覚的に操作が行えること、音声操作等、手を使わずに操作できること、視力の弱い人向けに色や文字の配慮がされていること等） 24　健常者の移動と同じような時間で移動できること 25　多人数による反復した利用が可能であること （例：一度に数十名来場した場合でも対応できること、待ち時間は最小限とすること　等） 26　健常者の移動経路を妨げず共存した経路であること 27　天守閣の最上階まで上がれること 28　怖い思いをしないで乗れること （例：落下・転落や、急発進・急停車の恐れがないこと、動き出しの際に何らか合図等があること、機械の動きに体が慣れるまでの配慮があること等） 29　他の人の助けを借りることなく昇降ができること
史実に忠実	30　可能な限り外観や内観をそこなわないこと （例：床・柱等に使用されている木材を可能な限り取り外さないようにすること。） （例：景色と溶け込むような技術が用いられていること。） 31　天守閣の床・柱に使用されている木材を保護すること ・　建造物の傷みを著しく進めないこと。天守閣の床・柱に使用されている木材を保護するカバー等、建造物を傷めない工夫が提案されていること
運用	32　導入後の維持管理、サポート体制について、運用と製品改善の仕組みが設けられていること 33　導入後の製品改善・運用改善の仕組みが設けられていること
汎用性	29　他の文化財にも転用できる見込みがあること

区　分	内　　容
	30　一般の建物にも転用できる見込みがあること
総合	31　各評価項目を総合的に勘案して、特に評価すべき項目があること

名古屋城木造天守閣の昇降に関する新技術の公募
“NAGOYA CASTLE CHALLENGE”
審査基準（案）

202〇年〇月

名古屋市観光文化交流局

１．審査基準の位置付け

この審査基準は、名古屋市（以下「市」という。）が「名古屋城天守閣の昇降に関する新技術の公募」への参加者の提案を評価し、最優秀者を選定するための方法、審査基準等を示したものであり、公募要項と一体のものです。

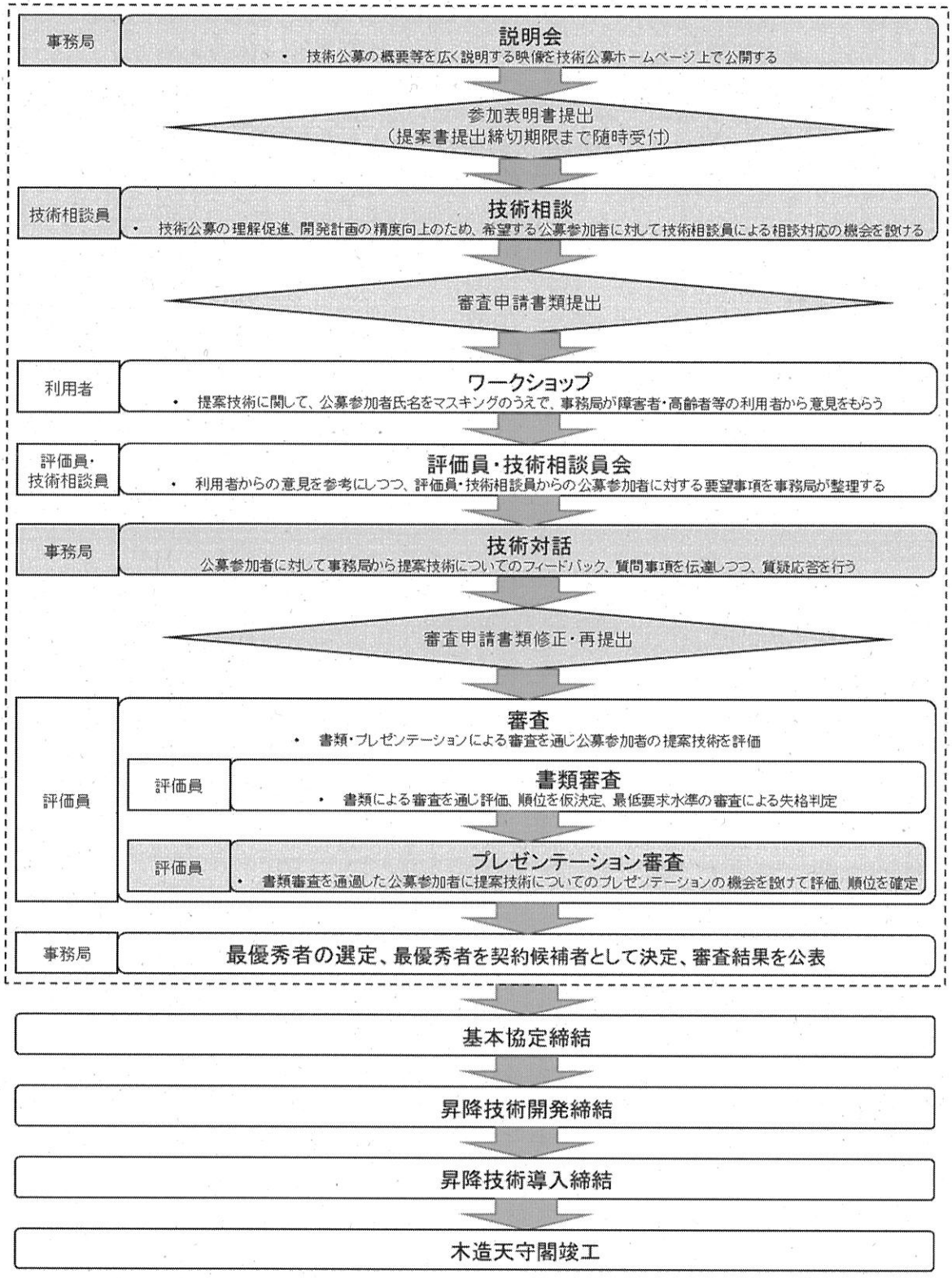
なお、この審査基準において使用している用語の意義は、本文中において特に明示するもの及び文脈上別異に解すべきものを除き、公募要項に定めるところによります。

２．審査の手順

審査の手順は次頁の「全体フローチャート」のとおりです。これは、技術公募期間から実用化期間までの手順を示したものであり、図表中の左囲みの「事務局」、「利用者」、「評価員」又は「技術相談員」は、手続の実施者を示します。

全体フローチャート　（※点線枠内が審査にかかる手順）

：公募参加者に関係する事項



基本協定締結

昇降技術開発締結

昇降技術導入締結

木造天守閣竣工

３．審査の項目及び基準

審査基準には最低要求水準と加点要求水準があります。最低要求水準は審査の過程で１項目でも満たされないと評価された場合には、加点要求水準の評価は行いません。加点要求水準については各評価員が項目ごとに5段階で評価し合計点を参加者の点数とします。

３－１．審査基準

要求水準	審査区分	No	審査基準(最終審査)	配点	審査の観点	様式
最低要求水準	実現性	1	提案に実現性があること	✓	・技術の内容、関連する実績、事業計画、開発スケジュールが実現性をもった提案となっているか	３－３
		2	必要な許認可を把握していること	✓	・必要な許認可について整理されているか	３－３、
	安全性	3	自社検査等により安全性が確保される見込みがあること	✓	・自社検査等により如何に安全性が確保されているか	３－３
		4	停電、火災、地震等災害が発生した場合の対応策が講じられていること	✓	・停電、火災、地震等災害が発生した場合の対応策が具体的に記載されているか	３－３
		5	利用時のいかなる場合でも利用者等の安全が確保されていること	✓	・利用者が転倒等することなく安全でスムーズな昇降移動が可能であるか ・利用時に利用者のすぐ傍に介助者を配置することが可能か ・利用時に利用者、介助者および周囲の観覧者等の安全が確保できるか ・故障などが発生した際に、利用者の安全が確保できる構造になっているか	３－３

要求水準	審査区分	No	審査基準(最終審査)	配点	審査の観点	様式
	価格	6	契約金額が指定する金額以下であること	✓	・契約金額が指定する金額以下であるか	3－3
	バリアフリー（有用性）	7	大天守の１階までの昇降ができること	✓	・提案された技術を用いて、大天守の１階までの昇降が可能であるか。	3－3
	運用	8	導入後も日本国内に５年間サポートし続けられる体制に関する提案があること	✓	・導入後も日本国内で５年間サポートし続けられる体制が具体的に記載されているか	3－3
		9	耐用年数が示されていること	✓	・技術の耐用年数が示されていること	3－3
	史実に忠実	10	柱や梁などの主架構を変更しないこと	✓	・天守閣の柱・梁を切り欠かない対策がなされているか	3－3
		11	取り外すことにより、史実に忠実な状態に戻すことができる設置手法とすること	✓	・対象機材の取り外しにより、史実に忠実な状態に戻すことが可能か	3－3

要求水準	審査区分	No	審査基準(最終審査)	R2	R3	審査の観点
加点要求水準	新技術 (R2:20) R3:20	12	技術そのものに革新性がある、または既存技術であっても導入のための改良に革新性があること	20	10	・革新的な箇所があるか ・その革新性は利用者の利点となるか
		13	利用することにより新たな価値を提供できること		10	・従来の昇降技術に留まらない新たな価値を提供できるか
	安全性 (R2:100) R3:110	14	利用時の安全性確保のための対策が秀でていること	20	50	・自動制御モードや安全運転制御等の仕組みにより、事故や怪我を未然に防いだりする工夫がなされているか
		—	自主検査等により安全性が確認できていること	20	—	
		15	天守閣自体の防災・安全性に支障を与えない工夫がされていること	60	60	・機械、材料（発がん性物質等）の安全性や構造安全性など総合的に確実であることを確認できるか ・漏電・ショート等による出火の防止策が講じられているか ・災害発生時に観覧客の避難を妨げない工夫が提案されているか
	価格 (R2:20) R3:110	16	契約金額が抑制されていること		15	・提案数及び見積金額を基に相対評価を行う
		17	契約金額の抑制が工夫されていること	10	40	・契約金額の抑制が如何に工夫されているか ・市況との比較検証等により定量的に抑制額が証明されているか ・

要求水準	審査区分	No	審査基準(最終審査)	R2	R3	審査の観点
		18	維持管理費用が抑制されていること		15	・提案数及び見積金額を基に相対評価を行う
		19	維持管理費用の抑制が工夫されていること	10	40	・維持管理費用の抑制が如何に工夫されているか ・市況との比較検証等により定量的に抑制額が証明されているか ・
	実現性 (R2:40) R3:110	20	体制及びスケジュールにより期限内に昇降技術開発、製造、設置等導入が可能であると見込めること	40	60	・導入期限を守る開発体制となっているか ・期限内に開発、製造、導入が実現可能であることが読み取れるか ・納入後、さらに製品改良の余地が期待される場合は、その旨の記載が実現可能性の論証しつつ記載されているか ・事業計画、体制、資金計画等が示され、事業の継続性への信頼を期待できるか
		21	必要な許認可が得られる見込みがあること	—	50	・必要な許認可について、実現可能な許認可取得のスケジュールが記載されているか
	バリアフリー (有用性) (R2:180) R3:200	22	利用対象者の範囲が広いこと	25	40	・利用対象者の範囲が広い技術であるか ・開発に当たって利用者のニーズの把握等に努めており、その内容を技術に丁寧に反映しているか

要求水準	審査区分	No	審査基準(最終審査)	R2	R3	審査の観点
		23	誰もが簡単に使えること	10	20	・独りで簡単に使うことができるか ・簡単な説明を聞くことで使うことができるか
		24	健常者の移動と同じような時間で移動できること	10	20	・一般歩行者の歩行速度（0.3m/s）と比較し、同等程度で移動できるものか
		25	多人数による反復した利用が可能であること	10	20	・多人数による反復した利用が可能か
		26	健常者の移動経路を妨げず共存した経路であること	10	20	・一般の移動を妨げないと判断できるか、その改善の見込みがあるか
		27	天守閣の最上階まで上がれること	45	30	・最上階まで登れる見込みがあるか（例：階段体験館の踊り場をスムーズに移動できるか、最も高い階層（約7.5m）以上の昇降ができるか）
		28	怖い思いをしないで乗れること	35	30	・安心感を得られる工夫はされているか
		29	他の人の助けを借りることなく昇降ができること	35	20	・介助者がすぐ傍にいる状態であっても、極力、介助者等の助けを借りることなく利用者自らの操作で昇降できるか。
	史実に忠実 (R2:60) R3:160	30	可能な限り外観や内観をそこなわないこと	60	80	・付加的な機材を装着する場合、床・柱等に使用されている木材を取り外すなどの木造天守閣への影響が極力抑えられているか ・付加的な機材を取り外すことによって原状回復できる見込みがあるか ・天守閣の雰囲気を損なわない意匠になっているか

要求水準	審査区分	No	審査基準(最終審査)	R2	R3	審査の観点
		31	天守閣の床・柱に使用されている木材を保護すること	－	80	・床・柱等に使用されている木材を保護しきる見込みがあるか ・床・柱に使用されている木材を保護するカバー等、構造物の痛みを著しく進めない工夫があるか ・
	運用 (R2:20) R3:80	32	導入後の維持管理、サポート体制が設けられていること	10	40	・維持管理業務の内容、継続的なサポート体制が具体的に記載されているか
		33	導入後の製品改善・運用改善の仕組みが設けられていること	10	40	・導入後、さらに製品改良・運用改善の余地があり、それを実現化する仕組みが具体的に記載されているか
	汎用性 (R2:20) R3:60	34	他の文化財にも転用できる見込みがあること	10	30	・転用可能な他の文化財について具体的な提示がなされているか ・転用可能な他の文化財について実現性のある提示がなされているか
		35	一般の建物にも転用できる見込みがあること	10	30	・転用可能な一般の建物について具体的な提示がなされているか ・転用可能な一般の建物について実現性のある提示がなされているか
	総合 (R2:20) R3:50	36	各評価項目を総合的に勘案して、特に評価すべき項目があること	20	50	・総合的に評価すべき点があるか
	合計 (R2:480) R3:900			480	900	

なお、審査における加点対象項目について、具体的な配点の基準の記載がない審査基準の得点は、それぞれの基準ごとに５段階で評価を行うものとし、審査基準ごとに定められる配点に、評価に従う係数を乗じて評価点とします。（端数は小数第２位で四捨五入し小数点第１位までとする。）

評価	評価の考え方	評価点
A	基準を大きく超えて優秀である	配点×１．０
B	基準を超えて優秀である	配点×０．８
C	望ましい基準に達している	配点×０．６
D	最低限の基準には達している	配点×０．４
E	加点評価レベルに達しない	配点×０．０

名古屋城木造天守閣の昇降に関する新技術の公募支援業務委託
技術公募についてのご相談事項について

令和３年７月２１日
株式会社日本総合研究所

現在、コンソーシアムのようなものを組成して１者として参加することを認めることで、複数の技術を組み合わせ持つような１者（たとえば、技術 A を持つ構成員と技術 B を持つ構成員）の参加を期待したいと考えております。具体的には、他の PPP/PFI 事例同様に、事業者同士で事前にコンソーシアムを組成してもらう（事務局でもそれとなく誘導しますが）ことを考えております。
そこで、以下１．及び２．についてご相談申し上げたい事項を「・」で記載いたしました。
恐れ入りますが、ご確認いただけますと幸いです。お手数おかけしますが、どうぞ宜しくお願い致します。

1. コンソーシアム組成の協定について

・ 共同事業体という記載を行うと、国交省の共同企業体標準協定書（https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000101.html）の通り、構成員に対して連帯責任を負わせる内容となっており、各自治体もそれに準拠した協定案を準備しております。一方で、公募に参加する可能性のある事業者については、この手の公募参加になじんでいない、さらには国外の事業者もいるため、協定については、緩やかなものでも許容できるようにしたいと考えております。そこでご相談ですが、連帯責任を負わせないような協定のあり方が可能か、また、そのような協定例があればご教示いただけますでしょうか。【MHM：協定における連帯責任の定め方は、理論上いろいろな定め方があり得るところですので、連帯責任を負わせないような協定のあり方も可能ということになるかと存じます。もっとも、共同事業体で当事者ごとの責任範囲が明確でない場合に連帯責任を負わせないと、いずれの当事者も責任を負わない範囲が生じるというリスクがあるように思われます。この点に鑑みると、基本的には連帯責任とした方がよいかと存じますし、当職らの認識では、実務上、連載責任が基本と思われます。もっとも、本件のように当事者が少ない場合には、それぞれの責任範囲を明確にし、それぞれの債務について責任を負わせる（連帯責任としない）こともあり得るように思われます。なお、連帯責任を負わせない協定例は、特に認識しておりません。】
ただし、契約締結時点では、少なくとも共同事業体のような形にさせておく必要があると認識しております。

・ 現在、公募要項には、以下のとおり「共同事業体」として記載をしておりますが、修正する必要などございますでしょうか。【MHM：以下の記載については、特に修正点はございません。】

公募要項 ８．申請手続き等 ８－１．参加要件

参加者は、大学、研究機関、民間企業、個人を問いません。
同一の参加者による複数の技術の組み合わせによる提案についても、要求水準を充足する限り、認めます。
審査参加にあたっては、次の①～⑦の要件を審査参加申請書類の提出期限の日時点で満たしている必要があります。
また、必要に応じて、参加者同士による共同事業体の組成も認めます。共同事業体を組成する場合には、構成する各事業者が同様に次の①～⑦の要件を満たしている必要があります。

① 次の税を滞納している者（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 15 条に基づき徴収の猶予を受けているとき、又は国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 46 条に基づき納税の猶予を受けているときは、納税していないものとみなす。）でないこと。
ア 市町村民税
イ 固定資産税
ウ 消費税及び地方消費税
② 名古屋市暴力団排除条例（平成 24 年名古屋市条例第 19 号）第２条第２号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者又は同条例第２条第１号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
③ 地方自治法施行令第 167 条の４第１項に該当しない者であること。
④ 地方自治法施行令第 167 条の４第２項各号に該当する事由があった後３年を経過しないもの（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱に基づく指名停止を受けているものを除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
⑤ 公募の開始の公表から最優秀者選定までの期間中に 名古屋市指名停止要綱に基づく指名停止を受けているものでないこと。
⑥ 次に掲げるような著しい経営不振の状態にある者でないこと。
ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者。
イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。
⑦ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）又は商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が新技術公募に参加しようとする者等でないこと。
⑧～⑩の要件については、①～⑦に追加して、昇降技術開発契約までに満たすことが必須の条件となり、一次審査、最終審査における加点要素にもなります。

⑧ 事業に参加でき、かつ、昇降技術開発契約締結・契約履行を的確に遂行可能な技術的能力を有すること。
⑨ 事業に係る経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。
⑩ 事業に係る企業化に対する具体的計画を有し、その実施に必要な能力（設置工事となる場合、必要となる建設業の許可等）を有すること。

2. 構成員の履行不能による解除権、あるいは存続について

・ コンソーシアムの構成員が倒産等による市（発注者）の帰責によらない事由で契約履行不能となった場合について、以下いずれについても契約として設定することが可能でしょうか。市としては、契約候補となる事業者（コンソーシアムで技術 A（市の本命）を有する構成員と技術 B を有する構成員）が公募で選定された際に、本命事業者の事業継続可能性に応じて、契約条件をどちらかに対応させたいと考えております。【MHM：一部の構成員が履行不能となった場合に契約が終

了することは、合理的な帰結であり、パターン１を契約条項として設定することは問題なく可能かと存じます。一方で、一部の構成員が履行不能となった場合でも残りの構成員に技術開発・導入の継続・完遂させるパターン２は、残りの構成員にとって自らが有しない技術の提供を求められるものであり、かなりハードルが高い条項になるかと存じます。もっとも、一方の構成員でも履行可能であり、受け入れられる可能性がある場合であれば、契約にパターン２のような条項を入れることは、契約自由の原則のもと、可能です。】

- パタン１）一部の構成員が契約履行不能となった時点で契約解消としたい
- パタン２）一部の構成員が契約履行不能となっても、別の構成員の技術開発・導入を継続・完遂させたい

なお、債権回収については、予防策は講じられても、困難が予想される点は市も了承しております。

以上

2021/8/4 日本総合研究所 作成

「昇降に関する新技術の公募」開始までのスケジュール（案）

| 事　項 | 7月 | | | | | | | | | | | | | | | | 8月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 9月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 10月 | | | | | | | | | |
|---|---|---

2021/8/4 日本総合研究所 作成

「昇降に関する新技術の公

| 事　項 | 11月 | | |

部外秘　取扱注意　R020318 版

「昇降に関する新技術の公募」開始までのスケジュール（案）

事　項	3月 10 火	11 水	12 木	13 金	14 土	15 日	16 月	17 火	18 水	19 木	20 金	21 土	22 日	23 月	24 火	25 水	26 木	27 金	28 土	29 日	30 月	31 火	4月 1 水	2 木	3 金	4 土	5 日	6 月	7 火	8 水	9 木	10 金	11 土	12 日	13 月	14 火	15 水	16 木	17 金	18 土	19 日	20 月	21 火	22 水	23 木	24 金	25 土	26 日	27 月	28 火	29 水	30 木	5月 1 金	2 土	3 日	4 月	5 火	6 水	7 木	8 金	9 土	10 日	11 月	12 火	13 水	14 木	15 金
２月市会（予算委員会）	質疑		総括質疑				意思決定																																																																						
所長レク								★	★16:00 所内協議																																																																								
局長レク									（未調整）																																																																					
副市長レク														（未調整）																																																															
課長級庁内ＰＴ																	★15:30 ステップなごや																																																																	
局長級庁内ＰＴ																						★幹部会後に実施（未調整）																																																																
全体整備検討会議																						★14:00 能楽堂「新たな工程の案」を提示																																																																	
評価員・技術相談員会（非公開）																	事前説明等						★14:00 ステップなごや																																																																					
障害者団体連絡会（個別対応）																							各団体へ個別に説明（順次個別に調整）																																																																			
所管事務調査																							3		1	★希望日（調整中）		2																																																						
バリアフリー検討会議（公開）																							事前説明等																		